

鳥取県告示第 333 号

三朝町と共同して設置した旧中部ダム予定地域振興協議会を平成 19 年 3 月 31 日をもって廃止したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定により、その例によることとされる同法第 252 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 3 日

鳥取県知事 片 山 善 博